

平成25年10月2日

【事務局】 それでは、会議を始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

以降、座りまして進めさせていただきます。

本日は、マスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き、一般には非公開となっております。それから議事録につきましては、委員のお名前を伏せた形で後日、国土交通省のホームページにおいて公開することとしておりますので、よろしくご了承をお願いいたします。

まず最初に、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料の議事次第の次に、配付資料一覧というのがあろうかと思います。クリップを外していただければと思います。資料1が委員名簿、資料2が木造関連の検討の資料、それから資料3が確認検査制度等の関係の資料、それから資料4が委員の意見でございます。それから資料5が今後のスケジュールということでございます。それから参考資料として、これまでの委員のご意見をまとめたものがあろうかと思います。もし欠落等ございましたら、事務局までお申し出いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に定足数の確認をさせていただきます。現在、建築分科会委員、それから臨時委員、計14名中、11名の委員にご出席いただいております、社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それから、前回以降、委員の変更がございました。今回、新たに〇〇委員にご参加いただいておりますので、ご紹介申し上げます。

【〇〇委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 なお、〇〇委員は若干遅られるということでございます。それから〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、これから議事をお願いしたいと思います。議事運営につきましては部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 どうもありがとうございます。台風が近づいていて、何か蒸し暑さがぶり返したようですが、夕刻のお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから第8回建築基準制度部会の議事に入らせていただきます。

本日の議題は、皆様方の議事次第にありますように、木造建築関連基準等のあり方についての検討と、効率的かつ実効性のある建築確認制度等のあり方についての検討でございます。事前にちょっと事務局から漏れ聞いたところによると、今日、特にこれをという決定事項はございません。両議題について、最終的な結論に持っていくために、また本日も皆様方から忌憚のない意見を伺って、それを次回以降、まとめる方向に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、議事、この順序でということで、まず事務局より議事の1番目、木造建築関連基準のあり方の検討について、これは資料2でございます。これについて、これは事務局からご説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

【事務局】 私のほうから、まず資料2に沿いまして、木造建築関連基準等のあり方の検討につきましてご説明をさせていただきます。

資料2、表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。まず現状の課題でございます。

まず木造の建築関連規制に関しまして、幾つかの社会的要請がございます。1つが平成22年の5月に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が成立してございます。この中には、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見を踏まえて検討して、規制の撤廃・緩和のために必要な法制上の措置を講ずるという国の責務が示されてございます。

また、それを受けまして、6月には規制・制度改革に係る対処方針の閣議決定におきまして、耐火構造が義務づけられる延べ面積及び学校などの特殊建築物に係る階数基準につきまして、研究成果等を踏まえて必要な見直しを行うという方針が示されてございます。

まず現行の制度でございますが、現行の制度におきまして、この延べ面積の基準に関しましては、建築基準法第21条2項というところがございます。具体的には、延べ面積が3,000平米を超える木造建築物等につきましては、このような大きい建築物につきまして、火災の際に周囲に著しい危険を及ぼすおそれが大きいということから、その主要構造

部、柱ですとか梁ですとか、そのような主要構造部を耐火構造としなければならないというかたちに書かれています。

また、建築基準法第27条、学校などの特殊建築物に係る階数基準のところと相当する部分でございますが、この特殊建築物に関しましては、階数又は面積によりまして、耐火建築物または準耐火建築物とすることが義務づけられています。例えば学校につきましては、3階建てとする場合には耐火建築物とすることとしなければならないというかたちで規定されています。

その結果、この赤の囲みのところでございますが、木材利用の促進の観点から、大規模な建築物を木造でやろうとしますと、主要構造部を耐火構造とすることが義務づけられます。木造の耐火というものも存在しますが、このような木造を耐火性の高い材料で被覆するなどの措置が必要ですので、具体的には木造らしい建築物の実現が困難などの課題があるところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。これに関しまして、今まで委員の皆様からいただいた意見でございますが、専ら新技術の導入、設計の自由度という観点でのご意見だったと認識してございます。

技術は常に新しく進化してございますが、建築基準法は今申しましたように、一定の規制になって、仕様のな基準になってございます。このため、新たな技術が使えない状況にあるのではないかと、このような面の検討をすべき、また計画・設計の自由度が妨げられないようにすべきというご意見をいただいております。

今後の検討の方向としての1つの整理でございますが、大規模な木造建築物等の主要構造部の制限に関しましては、火災の拡大を3,000平米以内に抑えるという性能を満足する場合には、耐火構造等以外の場合でも3,000平米を超えて建築が可能となるような性能規定化をすることができないだろうか。また、学校などの特殊建築物に関する主要構造部の制限に関しまして、在館者の安全な避難や救助、後ほどこれは少し詳しく説明しますが、避難・救助が完了するまで火災に耐えるというようなことを性能として示しまして、これを満足する場合には、例えば準耐火ですとか耐火要求をしないというような性能規定化をすることが検討できないだろうかというものでございます。

これに関しまして、3ページをお願いいたします。これまでこれに関しまして、実大火災実験等の実験でいろいろな性能の確認作業をしております。

まず23年度でございますが、実大火災実験をつくば市でやっております。平成24

年の2月でございますが、つくば市で実施してございます。この際に、今まで非常に大規模な木造建築物の火災実験等をやったことがないということで、大規模な木造建築物の火災について、建築物内部の火災の拡大がどのようなふうに広がるのだろうか、煙はどのようなふうに広がるのだろうか、また長時間、火災が継続した場合の躯体がどのような影響があるのかというようなまず基礎的な知見を得ようということで、平成23年やってございます。

具体的には、左側の絵のような2,200平米ほどの学校をつくりまして、1時間の準耐火構造。バルコニー、ひさしなどの設置はしない。内装は、ある意味では危険側ということで、1階の内部は全面木質仕上げ。さらに、下の絵にあります防火壁と書いてあるのが、右のほうに1スパン分ぐらい区画されていると思います。防火壁という区画を、ここに壁の区画を置いてございます。これで横方向の火災の拡大が、この防火壁を置いたときはどうなるかというのを検証してございます。

実験の状況でございますが、まずこの21条2項関係という、ちょっと赤い囲みのほうでございますが、大規模な火災に関してどうなのかということでございます。火災の拡大の状況としましては、出火階の他の区画、防火壁を介した区画に、防火壁があるにもかかわらず、約18分で延焼してしまっております。これは、この防火壁に設けました防火戸に通じたものというふうに考えられてございます。このため、このような大規模な火災で非常に強い圧力が室内で働くようなものにつきましては、どうも単純な防火戸というものではなかなか難しい面があるということが認識されてございます。

またこの防火壁自体も、軸組の中央部分が燃え尽きまして崩壊した後、一定時間は自立していましたが、最終的には倒壊してございます。このために、この開口部の問題、また火災が終了するまでの倒壊を防止するという観点での課題が残されたというのが平成23年度実験でございます。

また、27条に関しまして、これは避難ですとか救助の観点でございます。これはまず火災の拡大という観点では、出火階は、これは1階で火をつけてございます。1階のほかの例えば階段室とかについては、30分ぐらいで延焼がしてございます。さらに、出火階の上のほう、窓から火が出て、上のほうに、2階には3分30秒、3階には6分20秒ということで、非常に早い時期に、早期に延焼がしてございます。

また煙に関しましても、他の区画、同じ階の他の階段室とかに8分ぐらいで煙が進入しだしてございます。また、構造躯体の倒壊も72分で部分的な倒壊が始まり、約2時間で

全壊してございます。

このために、他の区画への早期の延焼を防止する対策がもう少しきちんと考えるべきではないか、圧力の変化による開放を防止するなどの防火戸の問題があるのではないかと、というような課題がございました。

建物自体の倒壊につきましては、一定の性能があるということが確認されたというのが1回目でございます。

続きまして、4ページ。2回目の昨年11月に下呂市で行われた実験でございます。これに関しましては、この1回目の実験の結果を踏まえまして、まずバルコニー、ひさしといった、上下方向の火災の延焼を遮るためのひさしというのをまず設けてみよう。また内装に関しましては、全面木というものではなくて、壁とか天井を不燃材料にしてみよう。また、防火戸に関しましては、ラッチとって、手すりを上げ下げしますと、扉で出入りする部分があると思いますけども、そのラッチというものをきちんと設けてみよう。また、防火壁にも同じような形の防火戸にしてみようというものでございます。また水平力に対しても自立する構造としました。

これに関しましては、21条2項関係、要するに横方向に関しましては、下の写真にありますように、かなり強い火災になった段階でも横方向への火災の拡大というのは見られませんでした。この性能というのは一定確認されたと見込んでございます。

ただし、この2回目の実験の際、安全管理上、3階への延焼後、速やかに実は消火してございます。1回目の火災でかなり周辺に火の粉を飛ばしたりとかいろいろございまして、安全側に2回目の実験をしてございます。このため、火災が終了するまで一体どうなるかというような検証は、まだきちんとできていない状態でございます。

また、この防火壁の出っ張りに関しましては、この写真にありますように、かなり大きな出っ張りになってございますので、基準化を踏まえて合理化がどの辺で図られるのかというのが課題になってございます。

また、27条の防火・避難の関係でございますが、出火階のほかの区画には、3階の延焼の消火まで、最後まで延焼はございませんでした。2階や3階にも最終的には延焼してありますが、2階には79分、3階には89分で、かなりの時間、延焼が防止されてございます。煙の流動も非常に限定的でございました。このような形で、一定の性能が確認できたというのが2回目でございます。

今後の課題としましては、バルコニーとかひさしがある場合には、かなりきちんとした

ものができるということがわかりましたが、このバルコニーやひさしは必ず設けなきゃならないのかと。バルコニー、ひさしを設けなくても、在館者の避難とか救助が完了するまで延焼とか倒壊を防止する対策というのが可能なかどうかというのが課題として残っているというところが現段階でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。木造3階建ての実大火災実験、今年度、本実験ということを考えてございます。

まずそれに先立ちまして、屋外区画の実験を建築研究所で教室規模、実際ではなく教室だけの規模なんですけど、実験をしております。これで防火壁の出がどのくらいなら十分な延焼防止の性能があるのか、また内装を一部不燃化することによって、上階への延焼をかなり抑えることができるのじゃないだろうか、このようなものについての予備的な実験をしております。

この結果、防火壁の出幅が50センチぐらいあれば十分な性能があるのではないかと。また内装に関しましては、天井を不燃または準不燃レベルにすることによって、かなり上階への延焼を防止することができるんじゃないだろうか、というような一定の知見が得られてございます。これを本年の10月20日、今月のもう20日でございますが、20日に下呂市で行う実験におきまして、21条2項関係につきましては、防火壁の出幅を50センチとして、火災盛期を超えた状態まで火災を継続したことで防火壁の性能を検証しようというもの。また27条は、ひさしとかない状態で、天井を不燃化することによって上階延焼を在館者の避難・救助が完了するまで一定の性能が、延焼防止、遮煙、倒壊防止、こういうものが確保できるのかというのを確認しようというものでございます。

6ページは、この救助ですとか避難ってどんなイメージなのかというものでございますが、ここの6ページの絵にございますように、実際に火が出て、消防活動で消防が駆けつけるまでの時間、20分から、大体20分ぐらいあれば統計的には駆けつけが実際にされていますが、このくらいの間は、開口部を通じた延焼はきちんと最終的に防止しよう。

さらに在館者避難、これは普通の避難だけじゃなくて、実際に逃げおくれた人を消防隊が現場まで救いに行き連れて出してくる、そのくらいのイメージの避難・救助でございますが、この間、建築物自体の倒壊及び延焼を防止すると。このような性能があれば、この学校に関して、今まで耐火建築物として要求した性能が確保できていると言えるのではないだろうかと考えているところでございます。

7ページは、前回、1回目、2回目の試験の状況でございます。これはご覧いただくと。

また8ページ、参考でございますが、先ほど申しました教室大の実験を実際にやっているものでございます。この8ページのところ、右側の上に写真ありますが、この教室大のところだけの試験体でございます。これでやってみますと、大体、天井を不燃にしますと、グラフにあります45分ぐらいまで火が完全に教室全体に回るのを防げるだろうというものでございます。

最後のページ、9ページでございますが、その教室規模の実験での中での状況でございます。火災の進展なんですけども、火をつけて3分ぐらいで天井まで届くようなレベルの火の大きさに一回なります。これで大体、覚知すると。要するにここで消防に連絡が行くというふうに考えられるレベルだろうと。その後、一旦、火が多少、周辺のものだけ一回燃やした上で、天井が不燃にされていることもありまして、一旦、少しおさまります。その後、さらに火が大きくなって、46分40秒のところ、覚知から大体43分ぐらいで1階のフラッシュオーバーが起きてございます。

2階でございますが、2階はそうなりますと46分ぐらいまでは基本的には火が噴き出しませんので、延焼がありません。それで、46分40秒に1階のフラッシュオーバーが起きた直後に、47分、ガラスが割れ、ガラスが落ち、少しずつ火が入り出して、51分30秒の段階で、覚知から約48分ですが、開口部の上部が着火して、52分に2階もフラッシュオーバーとなっております。ただ、このような形で40分以上は少なくとも2階部の延焼は防止できるということで、こういう状態であれば、十分に消防が駆けつけるまでの間で、上階延焼を抑えることができるのではないだろうかというものが見られているものでございます。

これにつきまして、今回、実大実験におきまして最終的な性能確認をして、基準化に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

まず以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、まずこの資料についてのご質問だとか確認したい事項をお聞きしたいと思います。意見交換はこの後の場に譲るということで、まず資料についてのご質問だとか確認したい点、お持ちの方、挙手をいただければと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇です。去年の秋の実験のときのひさしの出はどのくらいの大きさだった

んでしょうか。4ページの。

【事務局】 1.5メートルです。

【委員】 1.5メートル。で、意見交換になってしまうので、ここでやめます。確認したいのはそこまで。

【部会長】 ほかに何かございますか。じゃあ、〇〇委員。

【部会長代理】 2ページで、これももしかしたら議論になってしまうかもしれないけど、下側のほうに、火災拡大を3,000平米以内に抑える場合ということが書いてあるのですが、その3,000平米というのはどのような意味があるのでしょうか。もちろんもともと3,000平米の規定があったということはわかっているのですが、その3,000平米の別な意味は何かあるのでしょうか。

【事務局】 3,000が明確にここという数字があるわけでは、正直言ってございません。ただ、やはり火災拡大、今回の例えば2回目の実験、2,000ぐらいでかなり大きな、2,200ぐらいが完全に燃えてございますが、火の粉がかなり広範囲に飛んでいたりとか、周辺にかなり大きい輻射熱になってございますので、やはりこのくらいの大規模になると、かなり周辺に及ぼす影響は大きいだろうというような形で考えてございます。

ただ、2,000なのか3,000なのかというのは、それは今まで経験的に決められているところがございます。

【部会長】 ほかに。

私のほうからよろしゅうございますか。6ページなんですけれども、今回、平成25年度でやる実験ですけど、時間的な経緯から見ると、着火してから20分間は、これは何もしない。大体、おおよそとおっしゃいましたけど、20分なら20分と。それから検索・救助があつて、消火活動がずっと続いているんですけども、この検索・救助の時間というのに、今、何か目安の時間というものはあるんですか。建物規模で多分、決められていると思うんですけども。

【事務局】 検索・救助の時間に関しましては、大体、建物規模で今、いろいろなシミュレーションで試算をしていますけども、大体、学校レベルのような比較的広い建物であるならば、50分か60分ぐらいで十分に検索・救助が可能だろうと。ただ、例えば就寝施設で細切れになっているような建物ですとか、そのような建物になると、大分、逆に長くなるだろうとと考えています。とりあえず今、学校ではそのくらいの、50分か60分ぐらいというイメージで。

【部会長】 ごめんなさい、何分。

【事務局】 50分……。

【事務局】 3階建てではですね。

【部会長】 3階建てでは。3階建てでこの規模という大ききさでよろしいですかね。

【事務局】 はい、50分か60分ぐらいというイメージだと。

【部会長】 50分ぐらい。そうすると、50分間ぐらいは、消火はやっぱりその時間とは別個やられているので、早目に消えちゃう、消火活動が終わってしまうこともあるし。

【事務局】 はい。

【部会長】 でも実験条件としては、これは〇〇委員のほうだと思いますけど、消火活動で消えちゃえば別なのですけれども、50分までは一応、火のついた状態を保つということでもいいのですか。実験上、実験条件は。

【委員】 実験ですからどうなるかというのは、やってみないとわからない面はありますが、それを期待しています。

【部会長】 特に消火活動を抑えるとか何かということはやらないのですね。

【委員】 消火については、基本的にはまず安全管理上、それが必要となった場合には、どんなに早くても消火いたします。それ以外については、もっと前の、3ページの下のほうに赤で囲んだところ、もっと後か、すみません、次です。4ページですが、準備実験の下の方に今後の課題というのがありますが、前は2階に火が入って、わりと早く3階に延焼しましたので、それでそこで安全管理上、消火をいたしました。そのために、火災が1階、2階で長く続いたときに、構造的にどうなるかということによくわかっておりません。

そこで、その今後の課題というところで、倒壊防止性能のところですが、等については火災が終了するまで検証が必要であると。こういうことは必要だろうとっておりますので、1階、2階でできるだけ長く燃えているという状態でやってみたいと思っております。少なくとも準耐火は1時間ありますので、少なくとも1時間は続くという状態をやってみたいと思っております。

【部会長】 実験ですので、おっしゃるとおりどういうことになるかというのが予測どおりいかない場合もあると思いますけれども、ぜひ安全管理のほうには十分気をつけられてやって。これは希望でございます。

【委員】 はい。

【部会長】 これ、平成24年度に比べて、ひさしの問題、それから防火壁の出の問題、それからあと天井を難燃材から不燃材に変えたという、大きくその3つがパラメーターとして変わっているんですね。その結果の評価のときに、我々、実験計画をやるときいろいろ考えるのですが、これ、試験体数が少ないから、このような形で実験パラメーターを複数、動かしているのですけれども、そのあたり、何か後で問題になるような場合には、建築研究所の構内でおやりになる教室規模の試験でカバーできるというめどは立っていると思っていいですか。

【事務局】 防火壁の出などは、いろいろな試験をして、50センチぐらいでどうもいけそうだというようなことを踏まえて、今回の最終的な実験に臨むという形になりますので、ある程度、そのような技術的な蓄積は踏まえた上での実験とは考えてございます。

【部会長】 ほかに何か。ちょっと私も質問的なことで内容を聞きましたけど、資料の数字の確認だとか質問よろしければ、それでは少し意見交換というのか、提案とか確認事項も含めて、ございましたらぜひお願いしたいと思います。今日が最後の場で、もう実験にかかってしまいますので、何か反映できる意見もあるかもしれませんので、この場でぜひ皆さん方からご意見をどうぞ。

【委員】 ○○ですが、よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 でももう実験は計画されているので、もう反映できないと思うので。

【部会長】 よっぽどのことがあれば。

【委員】 言いにくいのですけれども、先ほどの質問とも関連するんですけれども、ひさしがないと上階延焼が想定以上に早かった、ひさしを十分とればかなり完璧だったということで、今度、ひさしがなしの実験をすると。これも前、私、主張したように、ひさしを何センチ出さなさいというような仕様規定風になるのがいいとは思わないのですが、実験的にいえば、例えば今、耐火構造でもひさし50センチということがあるので、50センチぐらいのひさしだとどのぐらいの効果があるのかということと、木造のひさしが落下しない工法というのはどういうことなのかというのは、工法的には大変興味があるというか、知見としてはそのようなものが今後必要かなというふうな気がしております。

でももう実験が決まって、感想という……。

【部会長】 試験体はできているようですので。

【事務局】 そこは教室規模のものでかなり補完できると思いますので、追加的なそう

いう実験も踏まえて、やれるのではないかと思います。

【部会長】　そうですね。少しパラメーターをとったのは。今、〇〇委員からご意見があって、事務局からも実験的なものは対応できるものは対応していきたいということでございますので、何かこの際、このようなことも対応してもらったらどうかと提案だけはして、あとは予算上の問題もあるでしょうし、時間的な問題もあるし、スタッフの問題もあるでしょうけども、ご提案。

はい、どうぞ。

【委員】　提案というより、確認ですけれども、ここで再度、実験される結果としては、基準法にどの程度の性能規定化を入れるかということの判断基準を確実なものにするためという意味ですか。あるいはもう少し仕様規定に近いことを考える、あるいはもう一度、昔の38条認定のような制度化を考える、あるいはそのような意図は特になく、とりあえずこの実験を、木造の耐火性能をきちんと把握しよう、どのレベルだと考えていいんですか。

【事務局】　ここで言う性能規定というのは、従来からやってきた性能を法令上に位置づけて、仕様ももちろんちゃんと大臣告示等で決めた上で、それ以外のものも認定等で認めるような形にしていくというイメージではいます。

最終的にはどのような条文になるかというのは、これから法制的に詰めていかなきゃいけないと思いますが、そのようなイメージで考えております。

【委員】　もう一点、確認なのですけれども、今回の実験でほぼその性能規定なり仕様規定の条文の数字なり、記述の方法というのを決めてしまおうというぐらいの意図ですか。あるいはもう少し先になるんですか。

【事務局】　どのような書きぶりにするかというようなことはあれですけれども、主にこの実験は、やはり具体的にどのような仕様のを認められるかというようなことが主眼だと思うのですが、やはりそうはいつでも、性能を考えなければいけないので、3ページのほうにあるような、2ページですかね、考えているようなこういうものが概ね実験結果から検証できるかどうかというのは、あわせてやっていくことになるのではないかと思います。

【委員】　さっき〇〇委員のほうからもありましたが、あまり拙速にしないでじっくり考えないといけないなという感じがしないでもないので、慎重に考えていただきたいなと思います。

【部会長】 慎重にというのか、あまり時間を、私は時間を置くことなく、ある程度、実験の結果、安全性が得られるようなクライテリアに、余裕を持って早く使えるようにしていただきたいというのが、これは私の意見でございます。

ほかに何かございますか。どうぞ、じゃあ、〇〇委員。

【委員】 〇〇ですけど、この実験、風が強くなったらやめるのですか。要するに風をパラメーターとして考えると。

【委員】 安全管理上、1分間の平均風速が4メートル以下という条件にしておりますので、4メートル未満とっておりますので、それを満足していない限りは実験をしないということになります。途中でこれを超えていったら、そこでやめてしまうということになります。

【委員】 わかりました。

【部会長】 その後の風の条件での設計要件に関しては、あとは流体シミュレーションでおやりになるのですよね。

【委員】 そうということになります。それとこれまでに有風下のいろいろな実験の記録も皆無ではありませんので、そのようなのをもとに検討するということになると思います。

【部会長】 やっぱり延焼防止という、ここでほかのものに火は燃えないようにという感じで。

ほかに何かご意見、ご指摘等、よろしゅうございますか。では、この形で、もう本月に入りましたけど、本月の半ばに実験をやられる。これは実験担当される〇〇委員、ぜひ十分ご注意の上、いい成果を上げられるように、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員】 よろしくお願ひします。

【部会長】 それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方の検討に移ります。

それでは、事務局より資料が3と、それから4と、それから4に関連したのが、4というのか、4のコンパニオンの資料が参考資料だと思いますので、その3つを多分ご用意いただいて、事務局からのご説明を伺いたしたいと思います。

これについても、事務局からご紹介いただくということで、では、事務局、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 では、引き続き説明させていただきます。

資料3で説明させていただきたいと思います。参考資料の中身につきましては、かいつ

まんで資料3のほうに既に入っております。

資料3、1ページめくっていただき、2ページをお願いいたします。7項目、全部でございますが、まず1項目めの、構造計算適合性判定に関する審査方法・審査体制についてでございます。

まず現状の課題の整理でございますが、申請者と指定構造計算適判機関、事前相談によってあらかじめ内容について打ち合わせをしたいというご要望が多いですけれども、以下のようなケースでできていないケースがあるという問題がございます。1つは、この適判機関、建築主事が輪番制などで決めるというケースがございます。申請前の段階で、どこがやるか決まっていないというそもそもの話がございます。また、判定機関におきまして、このそもそも事前相談に対応できる体制が整っていないという問題がございます。

2つ目の丸でございますが、この適判機関によって構造検査の審査が行われるのは、当然ながら確認審査の途中段階になります。この段階で、構造計画のそもそも根本的な大きな指摘がございますと、設計全体の大幅な見直しになりまして、申請者ですとか、両方にとりまして非効率な問題がございます。

3つ目のところでございますが、この適判機関、下の参考でございますように、現在、都道府県におきましては1機関のみ指定されているのが2道県、また実質的に1機関しかない、業務範囲の制限によって実質的に1機関しかないというのも15府県ございます。このために、特定の機関にこの審査が集中して、審査が遅れるというような、円滑な審査に支障を来すことがあると言われてございます。

これに関しまして、委員の皆様方からの意見でございますが、1つ目が、まず確認審査と構造計算適判のワンストップ化ができないのかということでございますが、この同一案件について、確認審査と構造計算適判を実施できるようにすべきというご意見と、ダブルチェックという制度の趣旨に照らすと、同一機関で実施すべきではないという両方のご意見がございました。

次に3ページでございます。機関の選択に関しましては、申請者がこの機関を選択できる制度とすべきという意見が多くございました。また、知事は複数の機関を指定すべきという意見が多かった一方、そもそもこの判定機関の指定の判断は知事の専権事項ではないだろうかというご意見がございました。

事前相談に関しましては、事前相談が応えられるような形にしてほしいというご意見が多かった一方、標準処理期間というのも設定している中で、事前相談は規範的態度として

の整合性を欠くのではないだろうかというご意見がございました。

判定員に関しまして、常勤、非常勤とございますが、常勤のこの判定員を義務づけるべきではないかというご意見と、そもそもふだん設計をやっている方が非常勤でやるということが判定を行う制度の質の担保につながるという両方のご意見がございました。また、判定員の審査のばらつきをなくすために、質を確保するためのルールをつくるべきではないかというご意見がございました。

不服申し立てでございますが、この判定結果自体への不服申し立てができるような仕組みを検討すべきというご意見がございました。

今後の検討の方向としての1つの整理でございますが、構造計算適合性判定の第三者性を確保しつつ、申請者が指定構造適判機関や申請時期を選択できるよう、制度の見直しを検討すべきではないか。申請者がこの判定の結果につきまして不服申し立てができる仕組みを検討すべきではないか。また判定員の質の確保に向けた取り組みを検討すべきではないかというものでございます。

4 ページは参考資料でございますが、機関の指定状況でございます。

5 ページは、確認機関と判定機関の兼務の状況でございますが、現実問題、7割の判定がこの兼務をしている機関で行われているというものでございます。

6 ページは、この判定員の確保の状況。常勤判定員は全体の実働の判定員の約17%という形になってございます。

7 ページは、構造計算適判の日数でございますが、約、現在は50日ぐらいで定常的に推移しているという状況でございます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。今度は構造計算適判の対象の問題でございます。まず現状の課題でございますが、現状、木造3階ですとか鉄骨造の3階などの小規模な建物の中には、例えば軒高の違いによって適判の対象になるかならないかが変わってしまうというケースがございます。これらの建築物に関しましては、当然、適判の対象になれば審査期間が大幅に長くなるという状況がございます。ここに書いていますように、ルート1の場合は20日ぐらいですが、適判が必要な場合には50日以上というようなのが現状でございます。

また、多少、細かい話でございますが、大規模な建築物でエキスパンションジョイントで接続されて、構造的に縁が切れている建物がございますが、このような縁が切れている建物におきましても、大きな建物に附属している小規模な部分というのがございます。こ

の小規模な部分だけを見ますと、簡易な構造計算で済むんですが、これも制度上は適判の対象になっているというものがございまして。

また、逆に既存不適格建築物の増改築を行う場合に関しましては、その単体の建物、増築部分は例えば非常に大きい建物で、それだけがもし建つ場合には適判の対象になるにもかかわらず、制度上は適判の対象にならないと。特定行政庁なりで構造計算の妥当性を検証するというものがございまして。

また、同じようなケースが、既存の建築物を段階的に改修する全体計画の認定、このような場合にも同じような現象がございまして。

これに関しまして、9ページでございまして。委員の方からのご意見でございまして、この一定の条件、例えば小規模なルート2以上の構造計算、このようなものの場合などに、構造計算適判の対象を合理化すべきではないかというご意見と、その一方、建築主事等が本当にみずから審査できるのか、実態をもう少しきちんと踏まえたほうがいいのではないかと、また対象の見直しは制度の趣旨を踏まえて慎重にすべきではないか、というご意見がございました。

先ほどのエキスパンション等に関しましては、このような構造的な分離がされたものに関しましては、個別のその部分だけを見て、構造計算適判の対象か否かを判断できるように、また増改築に関しましても、単独での新築であれば適判の対象になるようなものであるならば、そもそもやはり適判の対象にすべきというご意見がございました。

これに関しての今後の検討の方向といたしまして、構造安全性を確保するために必要な構造計算の方法、技術的な難易度、及び特定行政庁・確認検査機関の審査能力の実態に基づき、適判の対象の見直しを検討すべきではないかということで1つの整理でございまして。

続きまして、10ページは参考でございまして。先ほどの適判の期間がルートごとに異なるというもの。11ページは、手続に関しましてエキスパンションジョイントで切れたとき。この一番上のところが、例えばルート1のような形です。一番上のものにありますが、ルート1という形で、小さいものが大きいものにくっついているときでも、この小さいところだけでも適判の対象になってしまうというようなケースがございまして。

12ページは、現在の審査状況、耐震関係でございまして。ルート1からルート2、ルート3という形で規定が分かれているところの、その中身でございまして。ルート1は主に許容応力度の確認をすることが主なもの。ルート2が層間変形角ですとか変形に関しまして審査が必要。さらにルート3になりますと、終局状態を考慮した検討という非常に高度な、

また一段と高度な検討が必要になるというような、このようなルートの観点で、この計算の審査事項の観点で、このルートが分かれてございます。鉄筋コンクリート、13ページが鉄骨造に関しまして、同様の考え方で現在、整理がされてございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。建築確認制度の手続の関係でございます。現在、建築確認を受けました計画から変更する場合には、確認を受けた計画から工事途中で計画が変更されると、その都度、計画変更の手続というのが必要になります。ただ、変更の内容について、例えば危険性が增大しない、かつ建築安全規定に適合することが明らかということで、明らかに手続が要らないだろうというものの場合には、計画変更の手続は不要として、軽微な変更として最終的に中間検査・完了検査の段階で届け出てくださという措置がされてございます。

ただ、やはり確認の際に、あまり危険側が変わる、もしくは内容がかなり大幅に変わるというようなときには、全部、計画変更してくださいという形になってございます。これに対しまして近年、ますますでございますが、工事途中でテナントの入居者の都合によりまして、いろいろな計画が変更されるとか、このような場合には、やはり計画変更の手続が必要というのが建築活動の実態と合っていないというようなご意見をいただいております。

これに関しまして、軽微な変更の適用範囲を拡大すべきという意見が多くございました。これにつきまして、計画変更の際の手続が円滑に進む方策を検討するべきではないかというものでございます。

15ページはフローでございます。16ページは、この軽微な変更ですとか、計画変更の具体事例について示してございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。17ページ、仮使用承認制度の関係でございます。仮使用承認制度と申しますのは、工事の完了前に、工事が全部終わって防火関係のものとか全部つくり終わる前の段階で、一部、使用を開始するというようなものに関しましての場合には、仮使用承認制度を受けなければ使えないというような規定がございます。これは従前、大規模な火災等が起きた際に、工事中に一部使用しながら、一部は工事中と、そういったところで非常に大きな火災が起きて、被害が生じたという反省を踏まえてつくられたものでございます。ただ、この仮使用承認制度というものは、大分、裁量的な規定の部分も多くございまして、そのような部分があるために、現在、特定行政庁しかできないというような形の規定になってございます。

これに関しまして、以前は特定行政庁が、公共団体が自分で確認をして、そのままこの仮使用もするというので、それなりに手続が円滑に進んでいたところがございますが、近年、確認検査機関が確認を行った建物につきまして、特定行政庁がやるとなると、一から計画について理解するというので非常に手間がかかるというような課題が現在、多くなっております。

これに関しまして、特定行政庁のみが仮使用承認を行うことができる現行制度の合理化を図るべきというご意見をいただいております。

これに関しまして、指定確認検査機関を活用して、仮使用が円滑に進む仕組みというのを検討していくべきではないかというものでございます。

18ページは、今、申しあげました仮使用承認制度の概要、19ページは、仮使用に関しては今までもいろいろな規制制度改革の中でも何度か指摘を受けて、そのたびに審査の明確化という運用段階でのいろいろな改正をしてきているというものでございます。

続きまして、20ページでございます。昇降機、エレベーター等の確認審査でございます。現状でございますけれども、エレベーター関係、これまでも何度か事故がございます。事故の際に、その事故の原因になっている部分が、例えばブレーキが故障しやすい構造であるとか、電子部品やマイコンの部分の誤動作であるとか、このような形で制動とか制御器に求められる性能が確実に発揮できるかどうかと、そこがこの事項のキーポイントになっているというようなところでございます。

ただ、このような部分に関しまして、確認検査時に建築主事が適切に審査するというのは、主事的能力では限界があるというのが現状の課題でございます。

委員の皆様からの意見としまして、このようなものは機械なので、これを全て建築側で対応するというのは、やはりそもそも無理があるのではないかというご意見、制御盤回路ですとかこういう部分につきましては、例えば大臣認定の取得を前提とした審査方式を全面的に採用すべきではないかというご意見をいただいております。

これに関しまして、昇降機の制動装置、制御器などの性能に関しまして、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が審査する仕組みというような導入を検討すべきではないかというものでございます。

21ページは、この制動装置とか制御器の例でございます。

22ページをお願いいたします。5番でございますが、定期調査・検査報告制度及び維持保全に関してでございます。

まず現状の課題でございますが、定期調査・検査報告制度の実効性を確保するためには、この定期調査、現在、定期的に、例えばエレベーターですとか建築物などの状態が適法な状態で維持されているかどうか定期検査・調査して、それを検査報告していただくという制度がございますが、これを、実効性を担保するためには、これが適切に実施されているかをチェックして、この調査・検査を粗雑に行った方がいた場合には、それを厳正に対処する必要があるというのがこのものでございますけれども、実際には報告のこの調査結果の確認ですとか、実際の調査者、検査者に関する処分などはほとんど行われていないというのが現状の実態でございます。

また、この定期検査という以前に、そもそも昇降機とかこのような設備に関しましては、本当に毎日の日常的な保守点検というのが非常に重要でございますが、この保守点検に関するルールというのはあまり明らかではないというのが現状でございます。

これに関しまして、委員の皆様からの意見としまして、まずそもそもこの調査・検査資格者の質の向上を図るため、例えば定期講習を義務化すべきではないかというご意見、この昇降機等の検査は専門的なので、建築士が必要な知識を備えているとは言えないのではないかというご意見、定期報告適合証などの表示制度を設けるべきではないかというご意見、また昇降機などの保守点検をやっている会社自体に資格要件を設けるなどの仕組みを検討すべきではないかというご意見がございました。

今後の検討の方向でございますが、資格者の監督のあり方など定期調査・検査業務の実効性を確保する方策を検討すべきではないか、資格者の資質向上を図るための講習等のあり方を検討すべきではないか、適切な保守点検の実施を促進するための方策を検討すべきではないかというものでございます。

次のページ、23ページは、今、申しました定期報告に関しまして、現在、特殊建築物、大規模な建築物ですね、このようなもの、昇降機、建築設備、このような3種類の定期報告の制度がございます。

また、24ページ、定期報告に係る調査・検査を行う資格者ということで、一級建築士、二級建築士はいずれもこの調査を行うことができます。それ以外にそれぞれの特殊建築物とか昇降機とか、それぞれ用の資格者というのが現在、規定ではございますが、下のほうの資格者に関しましては、現在、処分規定がないという状況でございます。

続きまして、25ページ、これは建築物の日常的な点検のほうの維持保全に関しましては、現在、維持保全に関する準則また計画の作成という規定がございますが、実際に作成

していただいているのは18%でございます。

26ページは昇降機の適切な維持保全。これに関しましても、先ほど申しました日常的な点検というものは、この絵の中にありますような点線の矢印がございますが、この点線の矢印のところというのは日常的なものとして、実は人を担保するというのは必要なんです。法律としてはこの部分については手当てしていない。実線の矢印であります検査報告、定期検査というところが担保されているということでございます。

遊戯施設に関しましても同様の状況でございます。

続きまして、6番目、28ページでございます。建築物の事故等に関する調査体制でございます。現行の建築基準法におきましては、それぞれの特定行政庁が法律に基づきまして建築物の立入検査、関係者の報告聴取を行うという制度になってございます。国は直接、このような聴取を行うとか調査を行うという権限、実はありません。国は特定行政庁への調査協力ですとか、所有者などの了解を得て任意で調査を実施するという形で調査を行ってございます。

一方、近年、頻発しているエレベーターの事故ですとか火災ですとか、このような観点から、建築物に関する安全性確保の要請が高まっております。また、建築物の構造も、先ほどの機械などがございますように、高度化・複雑化が進み、さらには同一材料・機械を用いた物件の広域化というのも当然ながら進んでございます。このような中で、特定行政庁の職員による調査だけでは限界があるのではないかというのが現状の課題でございます。

委員の皆様からのご意見といたしまして、この事故等が発生した場合、現在、報告を求めることはできるのは実際にはその所有者だけでございまして、例えば保守業者ですとか機器の製造者、このような方に対して何か直接の調査をするという権限がございません。また、事故調査につきましては、先ほど申し上げましたように、国は任意という形でやっております。制度的枠組みをしっかりとすべきというご意見がございました。

これに関しまして、建築物において事故・災害等の被害が発生した場合に、国もみずから法に基づき必要な調査を行える仕組みを検討すべきではないかということです。

最後、7番目、30ページになります。技術的基準に適合しない新たな構造方法への対応というものでございます。平成10年に性能規定化の法改正を建築基準法は行ってございます。このために、このときに技術的な知見が十分には蓄積されていなかったり、検証方法が確立していないというものについては、性能規定化されていない仕様規定のままと

いう技術的基準がまだ幾つかございます。

これらに関しましては、新たな技術開発が行われた場合には、新技術を実用化するためにはそもそもその基準を見直すということが必要になってございまして、実用化に時間がかかるという問題がございます。

これに関しまして、委員の皆様からの意見としまして、こういうような新しい材料、技術に関しましては、専門家の審査の活用をさらに拡大して、旧法38条、この当時は平成10年の改正がございましたが、弾力的な仕組みを検討すべきではないかというご意見がございました。

これに関しまして、性能規定化されていない、技術的基準に適合しない新たな技術を円滑に導入できる仕組みを検討すべきであるというようなものになります。

31ページは、性能規定化されている技術的基準と、例えば性能化されていない採光ですとか階段ですとか、そういうような技術的基準の事例を掲げてございます。

説明は以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの資料説明でございますけれども、ちょっと私のほうから質疑、意見交換にかかる前に、資料の構成そのものは、資料3の2枚目をあけていただくように、適合性判定の問題、確認制度、仮使用といったような7項目で取りまとめていただきました。

これに関しては、数度にわたって各委員からのご意見も提出していただいておりますし、それぞれの部会においても意見交換というのがなされたと思います。私の捉えているところでは、1に関しては、特にワンストップ化については賛否両論と。賛の方もいるし、否の方もいらっしゃるし、それから今、事務局のほうからもお話のあったピアレビューとは一体何かということについても、これはどちらかということ委員の中の属性によるのかなというところもあって、属性による委員の方で賛成の人と、これはちょっと、やっぱり専門家集団でやるべきだという方があると思います。

それから、適用範囲でしたっけね、木造のものについて、適判に今、例えば軒高や何かでかかっているのだけれども、やっぱり今後の建築の質の向上ということを考えたら、少しそのあたりは再考したらどうかというご意見に関しては、概ね賛成で、特に強いご反対の方もいらっしゃらない。概ねこの部会として合意ができています事項もあると思います。

その点は私の認識なんですけど、この認識について、何か皆さん、ご意見あるでしょうか。いや、そんなことはおまえの勝手な認識だということで。よろしゅうございますか。

そんな認識を私が持っているという形で、この部会を進行させていただいてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは、まず全体について、この資料の内容についてのご質問だとか、特に各委員からの今までのまとめという、委員の主な意見という論点整理というようなところで、ちょっとこれは私の意見ではないかと、ただその趣旨が違うよということがあれば、ご指摘いただくということにしたいと思いますけれども。それで、全体について、資料の事務局からの説明で、ここはわからないと、ここはどうだというあたり、その点についてのご質問ということを受けたいと思います。何かある方は、挙手をいただければ結構だと思います。

よろしいでしょうか。資料として……。

【委員】 質問いたします。

【部会長】 じゃあ、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 2ページの3つ目の丸印にある、「1機関に集中し、審査が遅れるなど円滑な審査に支障をきたすことがある」ですが、他の個所が「なっている」という表現に対して、ここだけが「ことがある」というように、少しトーンが落ちています。実態として、1機関しかないところには申請が集中する結果、審査が遅れが生じているのでしょうか。確認させてください。

【部会長】 いかがでしょうか。ちょっと〇〇委員のお話でいくと、「ことがある」というのが少し、一步引いた表現に近いんだという。

【事務局】 必ずしも全部が全部、遅れるというのも、その時期とかにもよりますし、ただ1機関に集中した場合にはこういった問題があるというのは、今でもあるというように聞いております。

【部会長】 私のほうからちょっと国土交通省全体の見通しを伺いたいのですけども、昨今いろいろ経済状態が変わったりして、適判件数って増えるのか、もうそろそろ飽和しているのか、そのあたりはいかがですか。全く見込みだと思うのですけれども、今の。

【事務局】 期間がですか。

【部会長】 いやいや、件数だとか、今、お話し、物によっては。

【事務局】 件数は、やはり確認申請される件数によって左右されますので、若干、最近建築着工が増えてきているというようなこともあって、増加傾向にございます。ですから、これがただいつまで続くのかどうかは、これは経済状況等によりますので、最近は

少しずつ増えてきている状況にはあるという感じですが。

【部会長】 漸増といった感じだと思っていいですね。ここ。

【事務局】 要するに適判に持ってくるものがこのぐらいだという割合は、多分、一定になったのだと思うのですね。あとは着工件数が増えるかどうかということで増減が起こっているということで、当初のようにどのぐらい出るかわからない中で、思ったより少なかったとか、それからもう鉄骨のこういう構造は適判にかかるからやめようといって、かからないような構造が選択されたりとか、そういうことは一定の落ちつきを見ているのではないかなと思います。

【部会長】 わかりました。

特に資料確認という点でのご指摘、ないようでございますので、意見交換に移りたいと思います。先ほど申しましたように、何度か諸委員の方々からのご意見もいただいておりますし、この場でも何か議論して、まとまらないもの、まだ残っているもの、それからある程度集約できたものとあると思います。

ちょっと私のほうで、基本的に2ページ目の話の適判の問題がかなり大きい、皆さん方、議論の対象かなというふうに認識しておりますけど、1と2に関して、主にと申し上げます、この部分についての意見交換を最初にスタートさせたいと思いますけれども、それによろしゅうございますか。

じゃあ、これに関して何かご意見ありますでしょうか。じゃあ、〇〇委員。

【委員】 〇〇委員がおっしゃったことに関連する質問です。3ページ、4ページに、適判の機関数について資料がありますが、判定員に関して、地方による分布状況を示すエビデンスはあるでしょうか。場合によっては機関数が少なくても判定員は多いのかもしれないし、あるいは必ずしもそうは限らないかもしれないですが、機関数が少ないと直ちに審査に時間がかかるということにもならないかもしれないのでもし統計があれば教えていただきたいと思います。

【事務局】 統計としてはありますので、整理してお出しするというところで。ちょっと今の段階ですぐにお示しはできませんが、次回、地方ごととか、そういった分布は整理すれば出せると思います。

【部会長】 関連して、私のほうも、ある程度、情報があればなということですけど、6ページ目に、常勤がやるか非常勤がやるか、ここもさっき申した委員の属性によってわりと傾向があるかなと思っているんですけども、人数と、これ、前、出ていましたよね、

常勤の人は大体何件ぐらいやっけていて、非常勤がと。それ、今ちょっと何か。確か事務局のほうからお話を伺ったような。4件とか2件とか、何かかなり差があったと思っけていいですか。

【事務局】 それは前回の資料でお示ししたんですが、ちょっと。

【部会長】 出ていましたよね。わかりました。これでやれば、多分この委員の中でも比較的常勤を増やしたほうがいいのではないかという発想と、やっぱり本来的にピアレビューだから同種仲間が見るんだというのが、実態はどちらかなということを確認したかったという。

【事務局】 ちなみに、前回の資料でお出ししたんですけれども、常勤の場合はやはり1年間で大体100件ぐらいやられています。非常勤の場合には1年当たり20件ぐらいですね。十数件とかということかと思っけます。

【部会長】 ということは、1人当たりの処理件数が、単純に見て5倍、非常勤と常勤の数も大体20と40で1対4ぐらいだということ、こなされている割合でいったら半分半分ぐらいということですかね。そんな理解でよろしゅうございませうか。

【事務局】 そういう感じだと。

【部会長】 そういうのが実態です。

ほかに何かこの件に関して、いかがでせうか。これはわりと賛否まとまっけていないところですから。じゃあ、〇〇委員。

【委員】 数の質問をさせていただきますましたが、申請内容についても情報があれば教っけていただきたい。どこで線を引きかは難しいですが、非常に大規模で複雑で高度な技術を要する申請がどれぐらいあるのでしょうか。ルーチン的な申請が多い地域、非常に高度な申請が多い地域等、実態を少し見っけてみないと判断が難しいのではないかと思っけます。大規模で高度な技術を要する構造設計の物件がどの程度、各地方で申請されているのかを示す、データはあるでせうか。

【事務局】 何をもっけて高度かというところは若干難しいところはあるんですが、簡単に言っくと、先ほどちょっとこの資料で申し上げました、例えば12ページにございませうけれども、肌色みたいなルート1というところが適合性判定の要らない、非常に簡易な計算法のものと、それから黄色の部分がルート2と言われるもので、このルート2と、それからルート3、それから限界耐力計算というのは、これはそれぞれ適合性判定の対象になっているんですが、実はルート2は件数としては非常に少ないです。全体の数%というよう

な割合。

実態は、ルート3が大半を占めていてというような状態でございまして、そういう意味でいうと、かなりルート3になると、建物もほんとうに壊れる状態みたいなものを想定するので、かなりモデル化なども厳密に見なきゃいけないという。これはかなりレベルの高い計算かと思しますので、現実には、このような申請が適判の対象の中では大半を占めているというのが実情かと思えます。

数は調べておりますので、また。

【委員】 単純に、申請件数と判定機関数、あるいは判定員の数だけではなく、審査の中身も見えていかないと、審査に時間がかかるというご指摘への改善策につながっていかないと思えます。

【部会長】 進行役の私が発言するのも若干異論があるかもしれませんが、〇〇委員のお話に関連したようなことでいくと、適合性判定を、ちょっと言葉は定性的になるから、法律は何だと言われますけども、身近な機関でやっているところと、わりと北海道の方が東京の機関に依頼して、九州の方が東京に依頼したりという、そういうのが多分、今の問題を出すと思えますね。

地元でやるよりは、ほかでやるという、それがどの地域がわりとそういう特性があるかというのは、多分、非常に生産的には関心のあることだと思いますけれども、そういう傾向は、私は身の回りに来る情報からはそんな傾向あるなという感触は持っていますね。私、データは持っていないので、これだということは皆さん方に申し上げられませんが、

【事務局】 その辺はなかなか確実に読み切れていないというのが実情でして、確認申請をする元請といましようか、その事務所がどこにあるかということにもよるのだと思うのです。東京の事務所でやられているような場合は、むしろ東京の適判機関に行ったほうが楽だというようなご意見もありますし、地元からすると、〇〇委員がおっしゃるように、東京まで行かなきゃいけないというようなチェックもあって、その辺もあって、ちょっと統計的にそれを整理したものは今のところ持ち合わせておりません。

【部会長】 いかがでしょうか。この1番と2番、わりと大きな問題ですから、この場でご意見が出るかなと思っていたんですけれども。じゃあ、〇〇委員。

【委員】 ワンストップ化ということについてお伺いします。同一機関で確認審査と適合判定を実施できることがワンストップ化であることはわかりました。この場合、確認

審査する人もしくはその組織に対して、あなたはよくできるから、その審査に適合判定を含んでよいのだという意味なのでしょうか。それとも、第三者性はやはり確保しなくちゃいけないから、同じ機関で審査・判定するにしても、入り口を2つ設けて、こちらは確認審査をこちらは適合判定というように、両者を独立させるのでしょうか。

【部会長】 事務局のほうからのご紹介がいかもかもしれませんが、私の理解は、このワンストップ化をご提案されている方のご意見は、一昔前の郵便局と郵便貯金局みたいに、仮に同じ空間であってもスペースは分けると、組織的には違うものだというご提案ではなかったかと思います。

厳格に、同一機関というのか、これを同一法人に読みかえるのか、その辺は、多分そのあたりは行政……。

【事務局】 もともとその定義自体があるわけではないのですが、多分、同一法人で、それぞれ指定確認検査機関にもなっているし、適合性判定機関にもなっているといったものがございますので、今は確認を例えばAという機関が受けますと、別の機関に適判は持っていかなければいけないようになっています。必ず別の機関で実施するという。それを同じ適判と構造適判、両方の機関の指定を受けたところは、同じ機関でできるようにしてほしいというのがワンストップ化の要望かと思います。ですから、同一法人の中でやると。

【委員】 同一人物ではないと。

【事務局】 一応、それぞれの顔を持っていると言ったほうがいいんでしょうけど。

【委員】 わかりました。であるとすれば、同じページの2つ目の丸印にある、「構造判定機関による構造計算の審査が行われるのは、確認審査の途中段階となるため」という文言は、それがワンストップであろうとなかろうと生じるのではないのでしょうか。途中段階で大きな指摘があると大幅な見直しにつながりかねず非効率であるとありますが、これがワンストップ化、同一機関でも別人による審査・判定によって、でどう解消されるのでしょうか。

【事務局】 多分、ワンストップを要望されている方からすると、同じ機関であれば、最初の申し込みの際に、最初の説明をしたりする際に、一緒に、同じ機関ですから、適合性判定員と確認検査員の方が最初に計画の中身のヒアリングとかをして、早い段階で指摘をしていただけるので、そのようなふうにしていただきたいというのがご要望の趣旨ではないかと思います。

ですから、制度上、必ずそうなるというわけではなくて、実態上、そうしていただけるようになるのではないかということでおっしゃっているのではないかと。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員】 ちょっといいですか。そうすると、あれですよ、理屈上は1つの機関の中でもファイアウォールがあって、セクショナリズムって1つの場所の中でも幾らでもあることなので、1つだからといって一緒にやられるということには必ずしもなりませんけど、事実上の運用上の効果を期待するという程度のものだけということになるんですかね。

仮にそこを融合させるとすると、その法改正自体が何だったのかという話になるので、もっと抜本的な議論になってくるのだらうなと思います。その可能性も排除されないのかなとは思いますが、議論としては。

それがコメントですけど、関連で、1と2のところでお伺いしたいのは、3ページ目で、今後の検討の方向のところと多分関係してくるのですが、前に事前相談の話について、少し安易なのではないかというふうにご意見申し上げたんですけども、この中で、事前相談というのをどういうものとして想定するかということによりますけれども、事前のすり合わせみたいな話だとすると、手続を、分けている手続とかいう点、今の人の問題もありますけど、そこがネグられてしまうという危険性があるということをおっしゃったんですけど、そのことと、今後の検討の方向性のところの何か申請時期を選択できるようにするというあたりの関係と、それからもう一つは、何か適合性の判定の結果について、不服申し立てできる仕組みを考えるということなんですけれども、そうすると、この判定が処分だという、そういう前提で考えるのか、それから不服申し立ての事前相談というのは、これは手続としては同じなんです。これは近似性を非常に持っているんで、事前にやるか事後にやるかというだけの話なので、不服申し立て自体も、ある種のすり合わせ的なやり方ということもあり得るので、何かそこが全体としてもう一つきれいに整理されていないような感じが、ご説明だとするので、その辺をざっくり説明していただけるとありがたいんですけども、どういうイメージなのか教えていただきたいんですが。

【事務局】 ここについては、まだ明確にこの委員会でのコンセンサスを得られていませんので、とりあえずいろいろご意見いただいた中で、大体ここは皆さんのご意見として一致しているのではないかなということを書かせていただいています。

例えば申請者がその判定機関とかを選択して、例えば今は必ず確認にまず最初持っていて、それから適判という、これは制度上の仕組みがそうなっているものですから、でき

れば構造のほうを早く見てもらって、だめなものはだめと言ってもらえば、それがほかの規定にも影響を及ぼすことが結構あるものですから、そういったようなことができるように、制度上できるかどうかということを今後検討していく必要があるのが1つ目の丸でございます。

それから、今、適判が逆に非常にいろんな、申請者からすると、どうも不当ではないかというような指摘をされても、結果として、確認検査機関だけに対していろいろ文句が言えるような仕組みになっているものですから、これもできれば、文句があればちゃんと言って、お互いに納得した形で解決をしてやるというような仕組みができないかというご意見でございますが、そのようなものも、処分性のあるものにするという方法もあるでしょうし、実態上は何かそういう調整機関みたいなものを置くという方法もあるのかもしれませんが、法律上どう置くかはこれから検討いたしますけれども、幾つかの方法も選択をする必要があるかなと思います。

〇〇委員がおっしゃるように、処分性を持たせて、行服の対象にするという方法は1つの有力な方法だと思います。

【委員】 さらにいいですか。そうするとあれですよ、消防庁の同意の手続きがありますけれども、古典的にいうとそちらに近づけていくようなイメージに私には聞こえますが、ただ一方で、消防庁の同意も処分性ないというふうに言われているけれども、現在、行訴法の改正で、対応可能性が出てきているというようなところもあって、何かそこがふくそうしているんですね、可能性が。だからそこはちょっと何かざっくりし過ぎている感じがするなど。

【事務局】 もともとは消防同意も処分性がないという判断でやって、それに少し類似した仕組みで、構造適判、今、現行制度では構築したのですけれども、先ほどのような問題が出てきているものですから、行服の対象にできるかどうか、ちょっとこれから法制的に議論しなきゃいけないと思うのですが、そのような方向も含めて、何らかの形で不服申し立てをしてやるような仕組みができないかという検討をしているというようなことでございます。

【部会長】 ほかによろしゅうございますか。

ちょっと私も、今の〇〇委員のお話をさらに混乱させてしまうかもしれませんが、私、法律学者じゃないので、ちょっとこの法のあるべき姿とか何かよくわからないのですけれども、例えばこの中の事前相談というのは、多分これを要望された方は、このような仕組

みがあると適合性判定機関でのやりとりが少なくなる、それから面談という制度もそういうことで役に立つということで、これを決して義務化だとか法制化するという趣旨のお気持ちは持っていないと理解しているんですね。

私の理解では、このようなものはこの部会とか建築分科会でやるべきかどうかは別なんですけれども、この部会として、かなりそれぞれの専門的な立場から見たら、こういうようなルールを任意的な、もしくは任意制度としてこういうルールをこのシステムの中に設けると。だからといって、それを告示とかそういう何かに組み込んで、これをこうやりなさいというと、じゃあ、面談は1件当たり3時間やるとかというような細かいことになる、そこまでをちょっと私はイメージしていないんですね。

だから事前相談という制度を設けたい機関があってもいいし、設けない機関があってもいいと。

【委員】 いや、だから問題は、事前相談は基本的にインフォーマルな手続になって、制度化しようとしまいと、そこは事実上のものとして運営をしていくということは前提なんですよね。その上で、そのような制度というものが手続として一歩進んだものになるのかどうかというところの評価が必要でして、メリットもあるのだけれども、不透明な処理といいますかね、要するに正式な手続に入るというものではないので、一般論として言いますと、そのような事前の調整的な水面下における根回し的なものというのは、基本的には乱用の危険性もちろんあるし、それから誤った相談内容になることもあり得るので、そのようなことを含めた上で、どうするのかということになっていて、ですから申請前に受理するかどうかというところでの事実上の行政指導というのは、これは行政相談にほかならないわけなのですが、そのようなものについては問題があるということで、これはむしろ法制的な普通の常識に入っていると思うので、それをあえて乗っけるということについては、一定の、それを上回る何かメリットがあり、要望があり、弊害がないというふうに考えるのが通常ではないかと。

それで一般論ですけど、私はあんまり事務的な手続がいいかどうかはちょっとわからないのですが、不透明性みたいなものを避けようとする、むしろ軽目の、不服申し立てなんて大仰に言わないで、ある種の異議申し立てみたいな形でやりとりが事実上できるということのほうが多分スマートなのかなという感じがしていて、その申請時期について、むしろそろえるような形でできるようにすると、そこからスタートして、やりとりを同時並行でやっていくというほうが、おそらくモデルとしてはきれいなのではないかなという印

象は思いました。

【部会長】 ご意見、ぜひ。最終案に向けて、今のご意見をご検討いただくようお願いしたいと思います。

ほかに何か、この1、2について。では〇〇委員。

【委員】 〇〇でございます。日建連等々の、4回でいろいろ意見、出ささせていただいて、今日も参考資料につけさせていただいて、今、我々の意見の参考資料の中の資料4でございますが、ほとんど今のこういう意見とこういう意見がありますよというほうの片一方のほう、これほとんど今、意見の3というところと意見の4というところなんですけれども、ちょっと参考までに述べさせていただきますと……。

【部会長】 この資料は私もちょっと見たのですが、かなり以前の提出資料で、事務的には資料の、参考資料でまとめていただいていますので。

【委員】 ええ、もちろんそうです。

【部会長】 今回の2についての〇〇委員としてのご意見をいただくようお願いしたいと思います。

【委員】 ええ、その意見をこれから言うのですけれども、今、意見が出た中で、同一機関問題と、それから事前相談問題があったと思うんですけど。

【部会長】 ワンストップ化とですね。

【委員】 ええ。ワンストップ化という言葉にしましょう、ワンストップ化のところのちょっと参考意見として言わせていただきたいんですけど、文章があったほうが良いと思ったので、我々の資料の4の共同意見の、意見の4というところを見ていただきたいんですけども、例えば意見の4の丸の2つ目なんですけれども、例えばということで、都道府県知事みずからが構造適判を行う場合は、同一組織内で別の担当者が確認審査と構造適判を分担して適正に審査することになるが、民間機関の場合でも、みなし公務員としての行動規範が求められている適判員が同様に公正な審査を行えない理由はないと思われる、こう書いたんですけど、そんなことも参考にさせていただいて、同一機関の中で確認ということと適判ということが行われるということをちょっとイメージしていただければなと思って、今、お話ししました。

以上でございます。これについては。

【部会長】 どうもありがとうございます。

ちょっと私も細かく申し上げたんですけども、事務局のほうも、「同一機関」と書かれ

ているところと、「同一法人」と書くべきかというあたりは、厳密に皆さん方もご理解いただきたいと思います。〇〇委員のほうは今、「同一機関」というふうにおっしゃいましたけど、それは同一法人ということ。

【委員】 民間確認機関とか言うものだから、そういうふうに言ったのですが、同一法人という事で考えています。

【部会長】 〇〇委員と、私もそういうの知らなかったんですけど、要は同一法人でやる話と、同一機関でやる話は別だというふうな。

【委員】 わかりました。

【部会長】 わかりますか。よろしいでしょうか。

現行は、実態的には同一法人での。

【事務局】 それはできない。

【部会長】 できないことになっていますよね。

よろしゅうございますか。

【委員】 もう一つだけいいですか。3ページも今、対象に入っていますか。

【部会長】 入っています。

【委員】 下から2番目のところですが、「構造計算適合性判定員の審査のばらつきをなくすために、質を確保するためのルールづくりを」というご意見があったことに対して、それを踏まえた今後の検討の方向として、3つ目の丸印に、「適合性判定員の質の確保に向けた取り組みを検討する」を挙げています。この文章は具体的に何をどうするのかということに何も言及していないので、現実としてはなかなかつらいものがありそうだという印象を持ちました。

先ほど私が読み上げた「ばらつきをなくすため」という言葉が個人的にはひっかかります。この文言では、質を確保することはばらつきをなくすことであると思われかねません。こう思われてしまうと、ばらつきをなくすために共通のマニュアルを用意して、一番低目で全てを安定させる羽目になってしまい、判定員の質の向上という観点からは、それが果たして適切であろうか思いました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

何かこれについて、実態論の。じゃあ、〇〇委員。

【委員】 「質」という言葉は多少、気になりました。人間に対して「質」という言葉は

一般的には使わないかと思います。技術力の差ということでしょうか。技術力にはかなりばらつきがあるため、判断にもばらつきがあるということでしょうか。

【事務局】 技術力もあるんですけども、法令に対する、何ていうのでしょうかね、適切な理解が必ずしも十分でないという方がいらっしゃるというのは漏れ聞きまして、つまり最低限、法令でやらなければいけないことと、望ましいレベルのことが、構造計算なんかの場合、特にあるんですが、望ましいことをかなり強調されて、それができなければ通さないよというようなことを主張される方もかなりいらっしゃるようございまして、そういった意味で、ある一定の適判のレベルを少し合わせてほしいというのが、ここで言う審査のばらつきというようなことでご要望されているのではないかなというふうに認識しています。

その意味で、審査員の質なのか、その判定のレベル、質というんでしょうか、判定の質と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、そういったものをある程度きちんと維持していくということでしょうか、ということを検討するという事ではないかと思います。

【委員】 だからそれを「ばらつきをなくす」というよりも、もっと端的に、劣悪なものは許さないというような言葉のほうが、メッセージとしては正しいのではないかと個人的には思います。

【事務局】 これは委員の先生方のご意見をまとめたものですので。申しわけございません。

【委員】 すみません。失礼いたしました。

【部会長】 この問題については、多分、各学会も論文のレフリーや何かで同じようなことも実はいろんなところでやられているところですけども、ここで言う審査のばらつきとかというご発言をされた、私が言ったのか、どなたが言ったのか。例えば同じような建物を申請して、結果的にある建物はA、ある建物はBの機関で見られたときに、言われたことがどうも違うのはある程度いたし方ないにしろ、かなり違う、もしくは反対だというようなご経験を持った方が多分いらっしゃるのじゃないかと。

具体的には、多分、かなり専門的になりますけど、例えば袖壁のモデル化だとか、せん断長さの評価の問題なんていうのが結果に影響するようなところで、同じなのだけれども、何でA適判機関とB適判機関で言われることが違うのかという、そういう実態をお持ちの方がこういう発言をされて、そこは何とかしてくださいというご意見ではなかったかと思っています。

では、次へ行ってよろしゅうございますでしょうか。それでは、次が仮使用と昇降機、ちょっと組み合わせは悪いですけど、一緒にさせていただきたいと思います。それで仮使用の承認に関しては、比較的、皆様方、特にこれぞ異論ということはなかったのではないかと思いますけども、一緒にさせていただきます。

これについて、この資料に書かれている内容、これをもとに、またより次回という形で、この部会のまとめにかかってまいりたいと思いますので、ぜひこの時点においてご意見いただければと思います。よろしくをお願いします。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 よろしいですか。昇降機のほうで、よろしいですか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 昇降機等事故調査部会でいろいろ議論して、またご提案したいと思います。まず、私の個人的な意見だけちょっと申し上げたいと思います。例えば26ページを見ていただくとよくわかるんですけど、エレベーターは、ハードウェア、技術的なもの、それから保守点検でやっとな安全を実現して、両方ペアであって、両方ないと実はいけないのです。ここに定期検査とあるように、これはちゃんと法律上決まっています、必ずやらなくてはなりません。

ところが保守点検というのは、ある意味では契約で任意ということです。現実には保守点検をやっていない、要するに定期検査だけしかやらない昇降機というのはどのくらいあるんですかね。ほとんどないんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

【事務局】 通常、例えばホームエレベーターというような個人エレベーターは、少しその辺は必ずしも契約をきちんと結んでいるかというのは疑問があるところもありますが、普通の事務所系のものは大半が多分、粗密の程度はあるにしても。

【委員】 保守点検を定期検査以外にちゃんとやっていると。

【事務局】 ほとんどではないかと。

【委員】 これはだから常識的になっているはずで、そしてこの保守点検については、保守要員とかの技術者に資格は実はない。全く自由であると。ここに最大の問題があるような気がいたします。ぜひその定期検査だけでなく、保守点検についても、技術者のほうの保守点検員の資格とか技術の能力をある程度認定したりするという制度が必要なのではないかという気がいたします。港区のエレベーター事故で報告書を出して、~~それで~~再発防止策を提案して、かなり私はよくなったというふうに思っていますが、やはり問題

は、この保守点検のところに手抜きだとか技術的な不足だとかということがあり得るかなと思っています。ここをぜひちゃんと、ある程度規制をしたほうが、資格を持たせたほうがいいのではないかというのが1点。

もう一つ、今回、港区の後で、金沢でやっぱり同じような事故が起きたのですが、例の既存不適格というか、昔オーケーしたものは、確かに昔の規格では安全だったのです。しかし時代とともに技術はどんどんよくなるし、ある意味では安全度が上がってくる。逆に言うと、エレベーターの安全はイエスカノーかではなくて、全て危険性はあるので、その度合いがだんだん小さくなって、要するに安全度が上がっているというのは事実。

ということは、昔、承認したものというのは、安全度からいうと、今に比べるとやっぱり安全度は低いと見るのが多分正しい見方。だとすると、やはり技術的な面から見ると、もっとよりいいものができたならば、昔の、要するに5年か10年かずっと前の既存不適格のものについても、エレベーター、エスカレーターに関しては、ある程度新しい基準にのっとれという強制的なものがあるといいのではないかというのが、これは私の個人的な意見ですね。

それから、3つ目、もう一つは、エレベーターはやっぱり一級建築士が面倒見るのは無理じゃないかという意見。確かに機械であるから、機械のプロが見るのは、これはいいと思うんですね。ですからそれについては、やっぱり建築基準法というよりは別の法律でやったほうがいいと。しかしビルの中に、どこに設置するか、空間をどうつくるかという話、また、エスカレーターでしたらエスカレーターを設置した場合に、前に補助柵をつくれるか否か、状況で全部違うわけですね。

そういうような建築の中でどう位置づけるかというところは一級建築士に任せていいけど、機械そのものは、やっぱりちゃんと機械の専門家に任せたほうがいいんじゃないかというのが私の個人的な意見です。

【部会長】 ありがとうございました。

今の、私から質問させていただきますけど、いわゆる型式認定みたいなのはエレベーターはやっているのですか。エレベーター協会は。

【委員】 型式については事務局にお任せします。現実の内容を少しご紹介いただければ。

【事務局】 一応、制度上はあるのですが、利用実績はそれほどないというのが実情です。

【部会長】 ないですか。それは、利用実績がないのは、型式認定してもあまり役に立たないということなのですか。いや、いわゆる自動車みたいに、それこそ50万台、100万台つくるから、型式認定やってもいいんだけど、エレベーターはやっぱり、〇〇委員は随分、建築ご理解いただいていると思いますが、建築物は物によって。

【委員】 大分違う。

【部会長】 ちょっとずつ違うものが随分違ったりというところがあるので。

【委員】 はい。機械そのものは型式認定に僕は合うというふうに思いますけど、どう設置するかとなると、これは明らかに、場合によって、状況によって違って来る。

【事務局】 まさに〇〇委員がおっしゃったように、設置する場合の部分がやはり個々、建物ごとに条件が違って来る面があって、これを形式的に1つに決めるのが非常に、かえっていろいろパターンをつくらなければいけないというようなこともあって、今の型式に全て向かっていないというのが事実かと思います。その辺は今後の課題だと思いますので、どのようなふうに制度を仕組んで、できるところとできないところを分けて、うまく整理をしていくことが必要なのかなと思います。

【部会長】 ほかに何かございますか。

この建築分科会という建築基準法体系そのものに対する助言というよりは、どちらかという、今の事務局のお話のようなので、型式認定という制度が物としては望ましいのであれば、その何か誘導策があるかどうかという、そういうものが可能かどうかですね。そういうご検討というのはどこかでできるんですかね。

【事務局】 今の型式適合認定というのは、建築基準法の規定に合うということをあらかじめ認定を受けておくと、個々の確認のときにその部分の審査が省略できるという仕組みになっているものですから、そこがメリットの1つなんです。

ただ、先ほど申し上げましたように、個々の建物ごとにその条件が違うようなところについては、そこが一番、申請者側も取り合いとかそういったところで工夫している部分もあるので、そこがなかなかできないので、型式認定をとるまでの手間をかけなくてもいいのではないかという判断をしているのではないかなと思います。

【部会長】 どうもありがとうございます。

この3、4について、いかがでしょうか。仮使用承認、それから設備系のものに対する確認検査ということです。

これ、私のほうからちょっと、ここで検討するときに頭に置いておきたいということで、

進行上のことでご要望というのか、したいのですけれども、新しく何か調査委員会を設ける、権限という形で、国が直接調査できるということになると、やっぱり今、鉄道事故でやられているようなかなりの法整備が必要なことになるということに覚悟しなくちゃいけないのですね。

どのようなものに対しては事故調査の対象になるということで、これは、でも何か半年ぐらいの話ではなくて、もしそれを検討すべきだという提言は出せるにしろ、かなり長期的な課題としての提言にしか位置づけられないという理解でよろしいですか。

【事務局】 28ページのことでございますか。

【部会長】 ええ。事故調査委員会なんて国が直接調査にかかわる。

【事務局】 実は昇降機とか建築物の場合には、私ども不十分ながら一応、担当の室を設けておまして、それからこの社整審の中に部会等も設けていただいておりますので、事故調みたいに必要な組織かと言われると、そこはまだまだ不十分な面はあるのですが、一応整ってきておしますので、むしろ法律に基づいてきちんと権限を持って調査をするというような仕組みを、これはきちんと法律の中に位置づけてやれるようになればですね。これは公共団体からもかなり要望がございまして、やはり自分たちだけでなかなか事故調査などはできないという事実上のものがございまして、それを地方と私どもが一緒になって、きちんとできるような仕組みにできるようにしたいということでございます。

【部会長】 そうすると、くどいようでごめんなさい、ちょっと先に行ってしまうんですけど、28ページにある国もみずから仕組みを検討するということで、新しく何とか事故調査委員会法なんていうのはつくる必要はないと。

【事務局】 法制的にどうするかというのはこれからの詰めでございますが、法律に、例えば建築基準法の中にそういった権限を置けるかどうかは、これから法制的に詰めていきたいと思っております。

【委員】 よろしいですか。今の話で、3条機関か8条機関かっていろいろまた問題があるかもしれませんが、今、昇降機等事故調査部会では、ある程度、力はあるけど、やっぱり法律上見ると、警察との関係だとか、それから事情聴取できるかどうかとかといういろんな問題が実はあるので、そういう権限をちゃんと持たせていただいて、人とかかなり組織が充実するというのは非常に重要だと思います。ぜひこういうほうの提案をしたいと私は思っています。

【部会長】 では、〇〇委員。

【委員】 私はそんな大きな話じゃなくて、現状、任意でやっておられるので、それを法制化するというご趣旨かなと理解したのですけれども。ということは、ちょっと聞きたかったのは、ミニマムにつくるとして、強制権はどうするのか、完全に調査でされるのか、地方公共団体がやっているみたいに間接罰を置くのかとか、そのあたり、どのような想定でいらっしゃいますか。

【事務局】 ちょっとこれからも法制的に詳細に詰めなければいけないのですが、一応、国として当然いろんな事故調査というのは単に調査をするだけじゃなくて、当然、基準化をして、対策を打つと、いろんな法律に基づいてやっていくことになりますから、そういったものとの関係で、国として必要な調査を、例えば建物にも入れるし、それからいわゆる原因者というんでしょうか、そのものをつくった製造者なんかにもちゃんと調査ができるような権限をつくりたいなということで考えております。

【部会長】 ちょっと私の不手際で、3、4の話が6へ飛んで、そこが中心になってしまっておりますが、3、4についていかがでしょうか。特に仮使用、承認問題、特段のご意見がないということであれば、先ほど事務局からご紹介いただいたこの資料の3の方向で、この部会としての最終取りまとめということへ進ませていただくということになると思います。

この段階でご発言いただかないと、後になって言われても、全体体系を一度組んでから素案を出すという形になりますので、そこでひっくり返されては、この委員会の皆さん方の時間の無駄だったということですから、今のうちにご意見のあるときは言っておいていただきたいと。よろしいですか。仮使用に関して。

じゃあ、ありがとうございます。残ったのが5、6、7で、6は今、少し済ませましたけれども、5、6、7まとめて、先ほど室長のほうからお話のあったこの件についての意見交換をしたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員】 よろしいですか。先ほど申し上げたのですが、やはり古いエレベーターについては、年限を限って、新しい安全装置をつけないといけないということは難しいのですかね、法律的に。いかがですか。

【事務局】 法律的に難しいかどうかと、例えば立法上できないかということ、そんなことは多分ないんだと思います。消防法では現実にそれがやられていますので。ただ現実として可能かどうかということについては、かなりハードルは高いのではないかと思います。そこを踏まえませんと、負担を誰がするのかとか、対象はどのぐらいあるかというよ

うなことも踏まえてやっていかないといけないので、すぐにできるかと言われると、一度、検討が必要かなと思います。

【委員】 わかりました。

【部会長】 ○○部会長代理。

【部会長代理】 実際にその強制する前に、まず利用している方がどのようなエレベーターを使っているかというのがわかるようにするというのが重要なと思うのですが、今はなかなか普通の、例えばこの建物、エレベーターを使っても、それがどのような安全基準にのっとっているかというのは直ちにはわからない。一般の方だとますますわからないと思うのですが、少なくともその部分から始めるというのはあり得るような気はするのですが。それだったら費用がかかる問題ではなくて、情報提供です。そういったところで、もしもその利用者が忌避するようなことがあれば、実際、やっぱり設置者は変えるという決断になると思うんですね。

今の場合は、変えていくインセンティブをどこにもつけていないので、そこがやはり問題なのかなと思うのですが、それはいかがでしょうか。

【事務局】 その点については、実は○○委員にもいろいろお知恵をいただきまして、そういう促進策として、例えば情報提供としては、マーク制度みたいなものの創設をご提言いただきまして、スタートしたところではあるのですが、なかなかまだ普及まで十分至っていません。戸開走行の安全装置がついているとか、それから地震時の管制運転装置がついているかというのをマークで表示できるようなことはしているのですが、まだ必ずしも、始めたばかりなものですから、まだ世の中の方が十分認識するまでには至っていないというのが事実で、それは普及していかなければいけないとは思っております。

【部会長】 確かにP波でとめたり、二重ブレーキのというマークは最近見る。ただ○○委員がおっしゃっているのだから、素人の方はなかなか見られないかなという気はいたしますけれども、ついていますね。

多分、○○委員のご発言は、もっと言うと、マークのついていないものはそういうことをやっていないのだという情報を出せというのが、僕は真意だったような理解しましたけれどね。

【委員】 そうです。

【部会長】 今はどちらかというと、リノベーションをされたものに対してはされたと言うのですが、要はリノベーションされていないというのを公知させるのが先ではない

かというようなの。

【委員】　　そうです。私の提案はまさしくそうでして、このエレベーターは何年基準に合格しました、今は4段階基準でこれは2段階目ですよとちゃんと書いてあれば、「何とかしろ」と言う人が出てくるんじゃないかという。

【事務局】　　その辺は少し検討させていただきますが、なかなかハードルは高いかと思えます。

【部会長】　　検討していただくとともに、この部会、お名前を伏せた形で議事録で出ますので、こういうことをやっているのだということを知る方も何人かいらっしゃると思いますので。

ほかはよろしゅうございますか。はい、じゃあ〇〇委員。

【委員】　　あまり意見がないようなので。〇〇です。5番の定期調査・検査報告制度及び維持保全に関してどうかというお話で、適判や確認制度を今どうするかとか、それから昇降機の問題もかなりそうだと思うのですが、そういうわりに短期的な話で、多分、今回ある一定の方向が出たら、それで当面この方向でいくのだという話と、5番の話というのは、これからストック活用社会に向けて相当長期的に続く話なので、同列の話ではないのではないかなという気がしていますので、5番について、何らか今回のことでこういう方向が出て、それでおしまいではないという形でぜひやっていただきたいと思いますし、実はさっき発言しませんでしたけど、仮使用承認制度についても、やはりそのストックの問題について、ストックを部分的にリノベーションするとき、一体どうなのかとか、そういう問題は今回の資料では扱わない形になっていて、それはそれでいいと思うのですが、ほかに問題が残っているという、残っているというか、今後ずっと続くということの前提で検討をぜひ進めていただきたいと思います。

【部会長】　　ありがとうございました。今日のこの資料は、一度ここで挙げた問題点をまとめたもので、今、〇〇委員の発言に関しては、5に関して何らかの形での部会としての報告を出す後に、後書きだとか目次みたいなもので将来的にも継続的に検討してくださいというのは書くという、そういう対象と考えますけど、そんなことでよろしいですか。

【委員】　　ええ。

【部会長】　　その場になったら、またぜひリマインドしてください。では、事務局。

【事務局】　　そもそもこの部会を設けたときの諮問内容というのは、かなり先々の話まで入っていて、その上で当面、急ぐものとして、まず既存建築物の、特に耐震性、これは

今年の耐震改修の改正につながって出させていただきました。

その次に、過去の宿題の確認検査の部分とか、昇降機の安全の問題だとかいうものを比較的急ぐ課題としてやらせていただいたという位置づけですから、もとよりこの先は全部あるという、そもそもの諮問になっていたかと思います。

ご答申いただくときに、そこのところはしっかり配慮して書くようにさせていただきます。

【部会長】 よろしくお願ひしたいと思います。なるべく早く書きたいですね。

ほかによろしゅうございますか。はい、どうぞ、〇〇委員。

【委員】 それでは、7番につきまして少し質問させていただきます。30ページです。技術的基準に適合しない新たな構造方法への対応ということで、新しい仕組みを検討することは、私もまさにそのとおりだと思っています。

それを前提とした上で、現状の課題を見ると、技術的基準の性能規定化が図られたものの、どうも具合が悪いので見直しが必要だとあります。ただ私の記憶によれば、前の法改正のうたい文句が、新しい技術をもっと導入しやすい仕組みを作ろうであったことを思い起こすと、法改正前の制度に不備というか、うまくいかなかった理由があったはずです。そこをちゃんと分析しておかないと、実効性の高い新しい仕組みは作れないのではないかと思います。

それに関連して、主な意見の1つが、旧法38条認定のような弾力的な仕組みとあります。こんなすばらしい仕組みがあったのなら、何でそれをつぶしてしまったのでしょうか。新しい仕組みを考える上では、前回の法改正も同じ主旨であったことに思いを致して、別の新しい工夫が要るのではないかとの印象を持ちました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

私もちょっとその経緯は存じ上げないんですけども、建築基準法のベストディレクションがすなわち全体の国の建築行政のベストディレクションと必ずしも一致するかどうかとか、国の全体としての当時の民営化問題だとかということでの取り巻く環境条件というのも、何らかの形でこれに影響されたのではないかというふうに私は外から見ておりました。

この部会は、建築行政というのか、よりよい建築をつくるために皆さん方からのご意見をいただくものですので、報告書の取りまとめそのものはその方向で行って、あと若干、

今の社会全体のアベノミクスのような動きを見て、修文はさせていただくことにはなるかもしれませんが、〇〇委員がおっしゃったように、今のところは、我々の中でのベストな方向を議論していきたいと。

【委員】 結構でございます。

【部会長】 じゃあ、ほかは特によろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。本日、ご意見をいただきましたことについては、防災対策室のほうでもこの資料の若干見直しだとか、それから情報としてこんなのがあったらいいなということについて、もし準備できるようでしたら、ご発言された委員の方に事前にお送りするなり、ちょっとその辺の手配をしていただいて。このデータを解釈する上で必要だというふうなご要望でございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大まかな時間となりましたので、以上で本日の議事を終わらせていただきたいと思います。最後に、今後の予定について、これは事務局のほうから。

【事務局】 お手元の資料5があろうかと思ひます。次回は10月28日、月曜日の16時から18時ということで、今日いただきましたご意見を踏まえて、もう少し今後の方向について少し深掘りして、またご議論をいただければと思ひております。

その次に、できれば12月の頭ぐらいをめどに、これは報告書の案を少し事務局で作成をして、ご議論いただくような機会にしたらどうかということで、これについては後ほど日程調整をさせていただきたいと思ひます。場合によりましては、いろいろ意見募集等もした上で、1月か2月ごろ最終的な取りまとめのご議論をしていただいたらどうかということで、これについても改めて日程調整をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

なお、本日の議事につきましては、後ほどまた委員の皆様方に確認をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 どうもありがとうございました。ちょっと不規則的な発言かもしれませんが、本日、資料4というのが提出されております。次回、ちょっと日にちが短いのですが、もう一度、最後にこういうことを言いたいということがあれば、これ、こういう形の資料を出すということで。

【事務局】 できますれば、今日のこの資料2とか3についていろいろご意見をいただけるとありがたいと思ひます。

【部会長】 そうですね。特に資料2は、多分、次回は実験の終わった後の概要の報告

だとか、こんな傾向が見られたということもいただきますけれども、資料3については、特にこれについてご意見があれば、できれば書き物という形で、この段階にまで来ましたから、A4、たかだか2枚でしょうね。あまり長々というよりは、A4、2枚という形で、それで集約はこれ、事務局のほうでやっていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、時間的にはどうでしょうか。28日ですから、2週間前ぐらいでいいですか。

【事務局】 そうですね、そうしていただけるとありがたいです。

【部会長】 では、2週間前ということで、ちょうど14を引けばいいんですかね。10月14日、休みの明けになりますか。

【委員】 14は休みです。

【部会長】 休み。じゃあ、9日が金曜日？

【委員】 いえ、11日。

【部会長】 11日。その週末のウイークデーっていつになる？ 11日。では、10月11日までに、事務局のほうに届くようにと。事務局としてもあと取りまとめたいとありますので、主に資料3ということで、資料2についても、では、ご意見があればと。なるべく簡潔にということにしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の建築基準制度部会の審議を終了させていただきます。お忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —